

解 禁 日 時
【テレビ・ラジオ・インターネット】 7月21日（金）文化審議会終了後 【新 聞】 7月22日（土）朝刊以降

資 料 提 供	
令和5年7月13日	
担 当 課 (担当者) 電 話	とっとり弥生の王国推進課 (梅村) 0857-26-7932
	琴浦町教育委員会社会教育課 (下村・野口) 0858-52-1161

特別史跡齋尾廃寺跡の追加指定

令和5年7月21日（金）に開催される国の文化審議会（文部科学大臣の諮問機関、会長佐藤信）において、特別史跡の追加指定に係る答申が行われる予定です。

※報道の取り扱いは文化庁の依頼により、7月21日（金）の文化審議会終了（答申）後（17時メド）の解禁となります。文化審議会が終了次第、別途連絡します。

1 追加指定の概要

- (1) 名称 特別史跡齋尾廃寺跡（とくべつしせきさいのおはいじあと）
既指定面積 46,996.76㎡（追加指定面積 205.70㎡）
- (2) 所在地
鳥取県東伯郡琴浦町大字槻下字上齋尾988番のうち実測205.70㎡
- (3) 所有者
民有地（1名）
- (4) 追加指定の経緯

齋尾廃寺跡は白鳳期（7世紀後半）創建の寺院で、金堂跡・塔跡・講堂跡等の法隆寺式伽藍が地上遺構として良く残っている。主要伽藍地は昭和10年に史跡指定、昭和27年に特別史跡に指定（山陰地方で唯一）され、令和元年、令和2年に主要伽藍周辺、外周の区画溝が追加指定されている。

今回の追加指定地は、既指定地に隣接する1筆で、対象地東側の発掘調査により北辺区画溝の一部が確認されている。

このため、平成29年度に琴浦町教育委員会が策定した『特別史跡齋尾廃寺跡・史跡大高野官衙遺跡保存活用計画』において、追加指定によって一体的な保存と活用を図ることが必要とされ、令和5年2月に文化庁に追加指定の意見具申を行った。

2 指定件数

(1) 今回、国で答申される史跡指定の件数等

	既指定	新規指定	追加指定 ※	合計
史跡 (うち特別史跡)	1888 (63)	0 (0)	14 (2)	1888 (63)

※追加指定の場合、件数は増加しません。追加指定14件の内、1件が齋尾廃寺跡です。

(2) 鳥取県の指定件数

追加指定のため、今回の答申に伴う件数の増加はありません。

3 事前レクについて

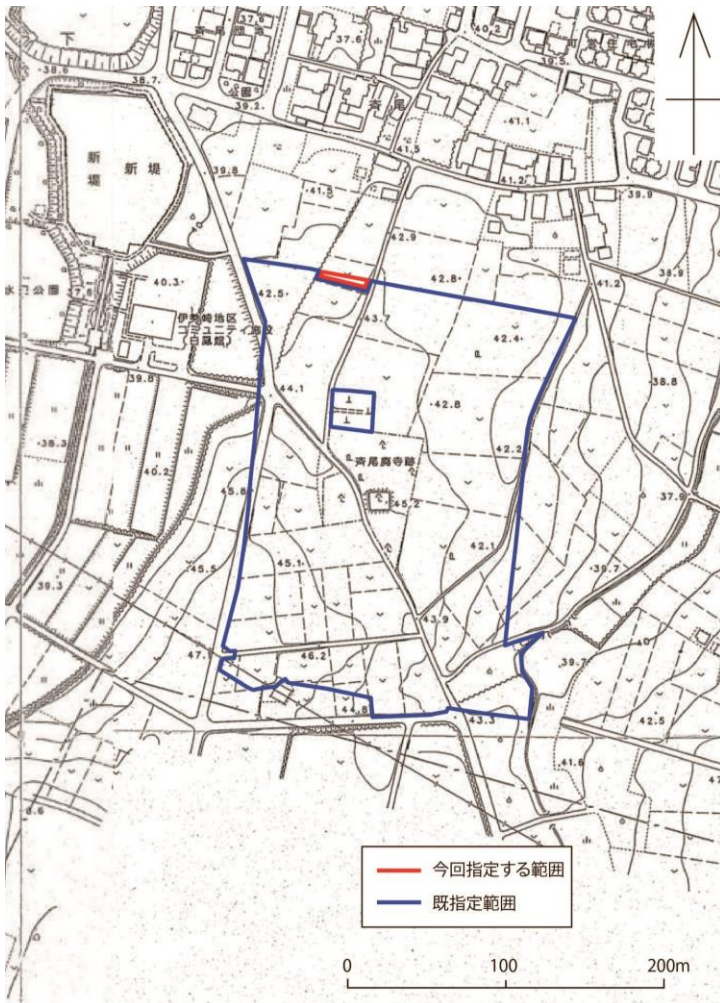
次のとおり現地で事前レクが行われます。事前レクに参加を希望される場合は、7月18日(火)午前10時までに、琴浦町教育委員会社会教育課(電話0858-52-1161)担当:下村・野口)にお申込みください。

○日時: 令和5年7月18日(火)
午後1時30分から

○場所: 特別史跡斎尾廃寺跡現地
(東伯郡琴浦町大字槻下)

※右上図参照。水辺公園隣接の「伊勢崎地区コミュニティ施設(白鳳館)」駐車場をご利用ください。

○説明者: 琴浦町教育委員会社会教育課 下村主任、野口参事



史跡指定範囲(今回は赤線部分)



斎尾廃寺跡 金堂跡・塔跡(北から撮影)